

## オフセット図の作成・提出について

道路・水路などに設置してある境界石、金属プレート等（以下「境界石等」）は、公共用地と民有地との境界を示す重要なものです。

工事により、境界石等を損壊、移動若しくは除去した場合には、区の道路管理上支障が生じるだけでなく、工事施工者と近隣住民とのトラブルの原因となり、また工事施工者が刑法第262条の2[境界損壊]の罪に問われることもあります。

その予防のため、工事に先立って、下記要領に基づいて作成したオフセット図（引照点図・点の記図ともいう）を区の担当者に提出してください。

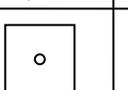
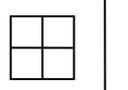
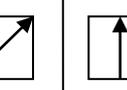
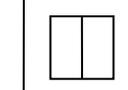
なおオフセット図を提出せず、境界石等を損壊、移動若しくは除去した場合は、工事施工者の責任と負担で、測量調査を委託した上で、正確な位置に復元していただきます。

### 記

- 境界石等の種類、状態、その境界点の位置を確認する。

    の区管理の境界標についてオフセット図の提出が必要となります。

\*民境界標については区への提出は不要ですが、近隣住民のトラブル防止のためにも必ずオフセットを取るようにしてください。

大田区石(中心)	大田区石(角)	区金属標(中心)	区金属標(角)	区金属標(方向)
				
御影石	区鉄	RC杭・民プレート		
中心	中心	中心	角	中矢
		地籍調査標 RC・金属		
				
				

- 引照点を設置する。

- (1) 一個の境界石につき、異なる方向に4箇所を設置。
- (2) 工事後でも確認できる堅固な場所（例／建物角、塀基礎角）  
→道路上に仮鉄を打って引照点とすることは避けること。
- (3) 引照点と境界石等との距離は、5m以内程度を目安に。
- (4) 所有者の承諾が得られればペンキなどで小さくマーキングする。

- 境界石等と引照点の距離を計測する。

- (1) スチールテープを用い、水平距離をmm単位で計測すること。  
\*判断が難しいところに引照点を設置した場合は、引照点間の距離も計測すること。  
\*トータルステーション等を使用して座標管理を行っている場合は、境界標石等、引照点、機械点の座標を記載した実測図を添付することで、境界標石等と引照点の距離の記載を省略することができる。

- 4 工事前の境界石等の状態が確認できるように、写真を撮影する。  
\*判断が難しいところに引照点を設置した場合は、その写真も撮影すること。
- 5 オフセット図（様式見本参照）を作成する。
  - (1)境界石等の種別、必要であればその状態。
  - (2)引照点の種別と位置、及び高さの目安。
  - (3)図面の方位、目標（〇〇宅、〇〇アパート等）。
  - (4)境界石等が複数ある場合は、別に全体の見取り図を作成し、番号を付けること。
- 6 工事着工前にオフセット図を提出し、区の担当者の確認を受けること。
- 7 オフセット図を提出しても、境界石等を損壊、移動若しくは除去しないよう細心の注意を払って工事を施工すること。  
→誤って境界石等を損壊、移動若しくは除去してしまった場合は、すみやかに区の担当者に連絡し、その指示を受けること。
- 8 竣工後、オフセット図を提出し、区の担当者の確認を受けること。
  - (1)事前に提出したオフセット図に基づき現地の点検を行い、事前に計測した境界石等と引照点の距離の上に点検した距離を赤字またはカッコ書きで追記すること。
  - (2)点検の結果、境界石等が損壊、移動若しくは除去されていた場合、オフセット図により、その再現を行うこと。  
\*トータルステーション等を使用して座標管理を行っている場合は、事前に提出した実測図を元に現地の点検を行い、点検結果を提出すること。

[様式見本]

オフセット図(点の記図)		点番号 No. 01	調査日	令和 年 月 日
所在	大田区〇〇二丁目10番15号先		<全景> 写真添付	
境界石等の種類	区石(中心)			
計画機関	株式会社〇〇 (担当者名)			
作業機関	株式会社〇〇 (担当者名)			
			<近景> 写真添付 <引照点②近景> 写真添付	

担当 大田区都市基盤整備部  
 道路課 道路台帳・認定・境界担当  
 電話 (5744) 1313